

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第31号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成23年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第2条 法人にあつては事業年度の終了の日、個人にあつては12月31日（以下これらの日を「基準日」という。）において次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の<u>もの</u>に限る。以下同じ。）又は個人に対し、次条又は第4条に定めるところにより不均一課税を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に事務所若しくは事業所を有する事業主、当該事務所若しくは事業所に常時勤務する役員又は当該事務所若しくは事業所において雇用する使用人（知事が定める要件を満たす者に限る。次号において同じ。）のうち、消防団員（消防組織法第19条第1項に規定する消防団員であつて、県内の消防団に置かれるものをいう。以下同じ。）である者の数が<u>1人以上</u>であること。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第2条 法人にあつては事業年度の終了の日、個人にあつては12月31日（以下これらの日を「基準日」という。）において次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の<u>法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人</u>（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の24の7第5項に規定する特別法人をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）又は個人に対し、次条又は第4条に定めるところにより不均一課税を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に事務所若しくは事業所を有する事業主、当該事務所若しくは事業所に常時勤務する役員又は当該事務所若しくは事業所において雇用する使用人（知事が定める要件を満たす者に限る。次号において同じ。）のうち、消防団員（消防組織法第19条第1項に規定する消防団員であつて、県内の消防団に置かれるものをいう。以下同じ。）である者の数が、<u>資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は個人にあつては1人、出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人以上</u>であること。</p> <p>(3) (略)</p> |

2 (略)

(法人の事業税の不均一課税)

第3条 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度において、県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人及び県税条例附則第19項の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、県税条例附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第17項若しくは第18項の規定又は県税条例附則第19項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を控除して得た金額とする。

(個人の事業税の不均一課税)

第4条 平成24年から平成27年までの各年において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の49の17の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を控除して得た金額とする。

2 (略)

(法人の事業税の不均一課税)

第3条 平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了する各事業年度において、県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人及び県税条例附則第19項の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、県税条例附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第17項若しくは第18項の規定又は県税条例附則第19項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）を控除して得た金額とする。

(個人の事業税の不均一課税)

第4条 平成24年から平成30年までの各年において、法第72条の49の17の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）を控除して得た金額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第3条中「平成28年3月31日」とあるのは、「平成29年3月31日」とする。
- 3 新条例第4条の規定は、平成28年以後の各年に係る個人の事業税について適用し、同年前の各年に係る個人の事業税については、なお従前の例による。